**１　趣旨**

歩行者のルール・マナーを呼び掛ける安全規則について

　　第11次神奈川県交通安全計画では、重視すべき視点の１つに「歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」を掲げており、交通安全思想の普及徹底における新たな施策として「横断歩行者の安全確保」を設定した。

これまでの歩行者安全対策については、交通弱者を守る観点から運転者側に対する注意喚起を推進しているところであるが、「乱横断」や「歩きスマホ」、さらには「踏切の危険横断」など、歩行者側の危険な行為などが問題視されており、交通事故の統計を見ても、死者の約７割に横断歩道外横断や走行車両の直前直後の横断などによる事故があることから、歩行者に対する遵法意識を向上させる周知活動を活発化させる必要があった。

そこで、歩行者の危険な行為に対する注意事項をまとめた安全規則を作成し、県民に周知を図ろうとするものである。

**２　名称**

神奈川歩行者安全五則

**３　サブタイトル**

　「歩行者も　ルール・マナーを　守りましょう！」

**４　内容**

1. 横断する意思を明確にする！

横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

1. 横断歩道を渡る！

横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

1. 歩きスマホはしない！

歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

1. 危険な踏切横断はしない！

踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

1. 反射材を身に着ける！

薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

**５　啓発開始日**

　　令和３年９月21日（秋の全国交通安全運動の初日）

**６　啓発用チラシ**

　　別添２の「神奈川歩行者安全五則」のとおり